

## 生徒とのメール・SNS等の使用に係る校内ルール

- 1 教職員は、生徒との間でソーシャルネットワーキングサービスや電子メール等（以下「SNS等」という。）を使用する場合は、原則として教育活動（授業・学校行事・部活動等の指導）で、関係する生徒全員に関わる場合に限ることとし、個人的な指導や私的なやりとりは行わない。
- 2 教育活動で関係生徒全員に関わる場合であっても、保護者から誤解を受けることがないように努めるとともに、その内容について、複数の教職員がチェックできるようにし、情報の共有化と透明化に努める。
- 3 教職員は、メールアドレス等を把握する生徒の範囲と使用目的を、事前に管理職へ届け出ることとする。
- 4 教職員は、生徒から SNS 等で相談等があった場合、管理職に報告した上で、組織的な対応を図る。
- 5 教職員は、上記のルールでは対応できない場合、管理職の許可を得て対応する。

附則 この校内ルールは、令和3年11月1日から施行する。